

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

申立期間の保険料については、結婚後、社会保険事務所から納付案内の通知が届き、夫に納付するよう頼んだ記憶があるので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から未納期間について集合徴収の通知(過年度納付の案内)が届いたことから、夫に国民年金保険料の納付を依頼したと主張しており、その夫は、「集合徴収のハガキが来て商工会議所に出向いたが、市役所へ行くよう勧められた。市役所へ出向いて納付書を発行してもらい、その納付書に現金を添えて市内にある銀行で保険料を納付した。」と証言しているなど、その記憶は具体的かつ鮮明であり、内容に不合理な点は見られない。

また、当時、市役所では、被保険者から過年度保険料の納付書発行依頼があれば対応していたことも確認でき、申立人の夫が保険料を納付したとする市内の銀行は、当時、国民年金保険料の歳入代理店になっていたことも確認できる。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、31年以上に及ぶ国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年3月まで

申立期間当時、勤務していた会社が国民年金保険料を負担してくれることになったので、自分で加入手続きを行い、会社から保険料を受け取って納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、勤務していた会社が社会保険に加入していなかったため、事業主が国民年金保険料を負担してくれていたと主張しており、事業主から聴取したところ、その内容を肯定する証言が得られた。

また、当該事業所に勤務していた期間について、5年以上にわたり国民年金保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年12月の時点で、申立期間の保険料は過年度扱いとなるが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする区役所では、当時、過年度保険料の納付書を発行していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和59年10月から60年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間の保険料は、市役所支所または農協の支所で毎月支払っていたはずなので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金保険料の納付日が確認できる期間については、すべて同一日に納付していることが確認できることから、夫婦一緒に保険料を納付していたとするその主張は、基本的に信用できる。

また、申立人は、37年間に及ぶ国民年金加入期間のうち、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、過去の未納期間の保険料を過年度納付し、未納期間の解消に努めていた様子がうかがえるなど、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、その前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についてあえて未納とする理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年9月まで

国民年金制度ができてしばらくたったころ、お盆に親類から勧められて国民年金に加入した。加入手続や保険料納付は農協で行い、納付の際には、1冊で3、4年使えるノートのようなものに印を押してもらった。最初のころは、2か月あるいは3か月分ずつ3回納付した。その後、引越し先では、町役場で半年分ずつまとめて納付していた。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、国民年金加入手続及び保険料の納付方法等に係る証言は、いずれも詳細かつ具体的であり、申立人が保険料納付の際に印を押してもらったとする「ノート」は、当時の国民年金手帳の形状と一致している上、加入手続を行い、保険料を納付していたとする「農協」は、申立期間当時、市の出張所に隣接しており、当該出張所では、国民年金の加入手続及び保険料の収納事務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然な点は見当たらず、基本的に信用できる。

また、申立人は、引越し後は役場で半年分ずつまとめて保険料を納付していたと主張しており、事実、市町村の国民年金被保険者名簿の納付記録から、半年分の保険料をまとめて納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和42年10月以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月5日から5年3月3日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月5日から5年3月3日まで
A社会保険事務所から、標準報酬月額が下方修正されている可能性があるとの連絡があった。申立期間当時、給与は80万円程度受け取っており、53万円の標準報酬月額が退職後に30万円に引き下げられていることが判明した。記録が誤っていると思うので、調査の上、訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する53万円と記録していたところ、申立人が資格喪失した平成5年3月3日の後の同年4月7日付けで、平成4年10月5日から5年3月3日までの期間の標準報酬月額を遡及して30万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間当時、B社のC職であったが、事業所が平成5年3月31日に全喪する前の同年3月3日に被保険者資格を喪失している上、元専務取締役から、申立人が厚生年金保険に係る届出事務について権限を有しておらず、当該事務の執行に当たっていなかったこと、及び経営者会議等で当該遡及訂正処理に係る話し合いはされていなかったことについて証言が得られていることなどから、当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、平成9年6月まで勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、昭和33年5月1日に厚生年金保険被保険者資格取得となっている。当該事業所の在籍証明書及び人事記録があるので、申立期間において被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に昭和33年4月1日から勤務していたことが確認できるところ、同日付けで同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録を持つ同僚に照会した結果、そのすべてから同日に入社したとの回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、当該事業所においては、昭和33年4月1日に入社した社員については、同日付けで厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことが認められ、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和33年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年6月まで

私が20歳になったころ、父親が国民年金の加入手続を行ってくれた。また、保険料については納税組合を通じて、両親の分と合わせて3人分をまとめて納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその父親から聴取しても、当時の記憶は不明瞭^{りょう}であるとともに、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年2月に払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により納付できない期間である上、納付可能な期間についても過年度保険料となることから、納税組合で取り扱うことはできなかったと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保有する国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年6月までの期間及び50年2月から53年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年2月から49年6月まで
② 昭和50年2月から53年5月まで

申立期間について、役場から「国民年金に加入しないとイケない。」との電話があり、生まれたばかりの長女をおぶって国民年金加入手続をした。保険料については、夫が役場窓口で納付しているのを見ていた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「役場から電話があり、生まれたばかりの長女をおぶって国民年金加入手続にいった。」と主張しており、その長女は昭和48年1月に誕生していることから、申立人の管轄社会保険事務所において、同年2月から同年8月までの期間について国民年金記号番号払出簿を確認したものの、申立人に別の国民年金記号番号が払い出された事実は確認できず、申立人からの聴取においても、現在所持している以外の国民年金手帳を所持していたことは無いとしている。

また、国民年金記号番号は昭和53年7月に夫と連番で払い出されていることから、申立期間は国民年金未加入期間であったと推認され、未加入期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、夫が国民年金加入手続を行った昭和53年7月は、国民年金保険料の特例納付制度が実施されていた時期であるが、申立人から、特例納付により一括して保険料を納付したとの申出も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
社会保険事務所の職員から、自分の標準報酬月額について、不適正な引き下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 12 月 31 日をもって適用事業所でなくなったことが確認できるとともに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、11 年 1 月 5 日に、41 万円から 20 万円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、同社において社会保険に係る事務を担当していたとするその妻は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所職員と相談した上で、滞納保険料を解消するため、標準報酬月額を遡及して引き下げることに同意し、届書に代表者印を押したと証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月から 33 年 5 月まで
社会保険庁から送付されたねんきん特別便を見ると、私の A 社における厚生年金保険被保険者期間が昭和 33 年 6 月からとなっている。私は昭和 32 年 6 月に入社し、入社当初から厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての事業所が昭和 33 年春ごろに参加した花見で撮影されたと認められる記念写真に写っていることから、同社に勤務していたことを推認することはできるが、同社はすでに全喪しており、申立期間当時の状況が確認できる資料等は見当たらない上、申立人の同僚からも当時の状況についての証言は得られない。

また、社会保険事務所が保管している申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間における健康保険証の整理番号に欠落は無く、申立人の氏名を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。